

なでしこ通信
第31号

- ◆めざす会第8回講演会 迫る！
「みつめよう いのち・子供・家族」
- ◆特集・「夫婦別姓」を考える
- ◆女子差別撤廃「選択議定書」の批准は
墓穴を掘る行為

健全な男女共同参画をめざす会

平成21年11月6日

なでしこ通信 第31号

めざす会第8回講演会 迫る！！

『みつめよう いのち・子供・家族

～超少子化時代の根底にあるもの～』

講師：遠藤順子先生（作家 故遠藤周作氏夫人）

日時：平成21年11月23日（月・勤労感謝の日） 開場13:30 開演14:00

会場：松山市総合コミュニティセンター3階大会議室

入場料：1000円（学生無料）

*当日券あり。

◆特集・「夫婦別姓」を考える

「これまで実現しなかったことが異常だ。早ければ来年の通常国会を視野に入りたい」（千葉景子法務大臣）

「家族のきずなが弱まることはありえない」（福島瑞穂少子化担当大臣）

鳩山政権の発足により、男女が別姓のまま婚姻関係を持てる「選択的夫婦別姓制度」導入の動きが加速してきました。来年早々の通常国会に提出される可能性が高いこの民法改正案は、

- ① 結婚時に別姓を選ぶことが可能

② 子供がそれぞれ別々の姓を選ぶことが可能

③ 結婚年齢を男女とも 18 歳に統一

などがその骨子と言われています。しかし、この改正案には今までも反対が根強く、国民世論も大半が別姓に反対しているという背景もあります。私たち「めぎす会」は、この法案に反対する立場を取ってきましたが、改めてその理由を確認してみましょう。

【Q1】別姓への移行は世界的な流れなの？

まったくちがいます。それぞれの国は文化や伝統が異なり、婚姻制度も違っています。しかし、たいいていの国は子供には夫の姓を名乗らせるか、結合姓を名乗らせることによってファミリー・ネームの統一を図っています。今回の改正案のような完全な別姓を採用しているのはスウェーデンくらいといっていいでしょう（しかし、そのスウェーデンでは近年離婚が増加し、事実婚は過半数の 61% を占めています。婚外子が子供全体の半数近くを占めており、ある高校ではクラスで実の両親と一緒に住んでいる子供は 1 割にしかすぎませんでした）。

また、中国や韓国は別姓ですが、それは父子による男系という家のつながりを重視する儒教道徳に基づくものであり、女性は結婚しても夫の姓を名乗ることができません。

世界人権宣言（1948 年）は

「家庭は社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会および国の保護を受ける権利を有する」

と記しており、国際人権規約（1966 年）には

「できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し...与えられるべきである」

と家庭や家族の重要性がうたわれています。

【Q2】別姓にしたら家族の一体感はどうなるの？

子供にとって何より大切なのは、家族の愛情です。家庭の安心感や帰属感が子供の成長に与える影響は計り知れないものがあります。夫婦がそれぞれ自己主張して共同体としての一体感よりも個人の自由や権利・便利さを優先する考え方が子供の健全育成につながると思えません。事実、中高生の 6 割が両親の別姓をいやがっているというアンケート結果も出されています。

福島少子化担当相はかつて結婚についてこう書きました。

「(結婚は)私が幸せになるために、彼も含めたいろいろな人といい関係を持つための1つの技術に過ぎない」(通販生活)

また、家族についても

「子供が18歳になったら家族解散式をする」

と発言しています。

しかし、このような考え方で家族が保てるものでしょうか。人それぞれには十数年、あるいは何十年間かの歴史があります。その間、順風満帆のときばかりではなく、病気や困ったときには助け合ったり支え合わなくてはならないでしょう。1つの家庭の中でそういった結びつきを強めていくため、一つの姓を名乗るということは大切な知恵ではないでしょうか。

【Q3】別姓は選択制だからイヤな人は同姓を選べばいい？

「選択的別姓制度」は、国の法制度として同姓家族と別姓家族とを等価値として国民に示したうえで、そのどちらでも選択は個人の勝手に任せる、ということです。

しかし、家族のファミリーネームは日本人の倫理観や互いの信頼関係と切っても切れない関係にあります。同姓は、これまで国民が大切に守り続けてきた家族感を象徴するものと言えます。そのような大切な文化を「選択の対象」としてもいいものでしょうか。

遠い祖先からの命の流れを受けついで、今私たちは生きています。また、その命を分けて子が成長していく、その流れを守ってきたのが「家」なのだと思います。そういう「家」が背負っている歴史を断ち切るかのような発想に立って論じられている「夫婦別姓」は、私たちやその子供たちを根のない存在に追いやってしまうことにはならないでしょうか。

★この問題はすでに国民的な注視を集め、新聞や雑誌にもさまざまな意見が寄せられています。その中のいくつかをご紹介します。

▼家族の同姓 わが子は選んだ

夫婦別姓を選ぶことができる民法改正案が来年の通常国会に提出されそうです。私は、なぜ今、法律を変えようとするのか分かりません。私は、結婚、離婚、そして再婚をしました。今は三つ目の名字です。名字が変わる度に職場やプライベートで新しい姓を名乗り、皆さんに理解してもらってきました。

ただ、心配なのは小学校高学年だった子どもたちでした。離婚後、前夫の名字のままにしました。再婚の時、親の都合で新たな名字を名乗らせるかどうか悩みました。「新しい名字に抵抗はあるの」と尋ねると、「家族だから同じ名字がいい」でした。子どもたちにとっても、名字が家族の証しなんだな、と思い知らされました。

夫婦別姓になれば、子どもの名字は結婚時に決めておくようです。でも、家族同姓という一世継余続いた良き日本文化を崩してしまうことはありませんか。じっくりと議論してもらいたいと思います。

(38歳主婦～朝日新聞 10月28日)

▼夫婦別姓は一体感わかない

夫婦別姓について議論されて久しい。まだその結論を見る段階ではないが、本当に別姓にする必要があるのか、私には疑問だ。

現在は、男性側の姓を名乗るのが大半のケースだろうが、当事者二人の話し合いでどちらかの姓を選択できる。夫婦別姓が認められると、結婚後、家庭として成立するのか、家族としてのきずなが築けるのか、不安である。姓が違くと家族としての一体感がわかないのだ。これはともに生活していくに当たって重要なことである。さらに、子どもが生まれたとき、どちらの姓を取るのかも、なかなか決めがたい困難な問題になるだろう。お墓もどうすればいいのだろうか。

このように考えてみると、どうも家庭としての機能が働かなくなり、結婚しなくなる人がますます増えるのは目に見えている。現行のままで問題はないと思う。結果的に悪い方向へ流れていくだろう夫婦別姓は必要ないと、強く思う。

(17歳高校生～愛媛新聞 10月22日)

▼夫婦別姓導入は再考求む

わが家の三女が小学校に入る前のことです。名前を書く練習をしていました。まず自分の名前を「おおつか きよ」。さらに両親、姉、弟の名前を続けた。それから「じじと、ばばもおおつかだよね」。主人の両親は当然「おおつか」ですが、母親の私の方の祖父母、叔父、叔母もみんな「おおつか」だと思っていたようです。

「お母さんは、お父さんと結婚して、おおつかになったんだから、じじと、ばばはおおつかじゃないんだよ」と話すと驚いていました。みんな同じ姓だと思っていたようです。私はこの思い込みを尊重します。

誰々さんのところの誰と呼ばれること、家族が皆、同じ姓であることは子供には必要だと思います。家族のきずなが薄れつつある今、それを加速するような夫婦別姓を認める法改正は考えなおしていただきたい。一度壊れたら元に戻すのは大変です。子供たちに負の遺産となるようなことは、すべきではないと思います。

(46歳主婦～産経新聞)

◆女子差別撤廃「選択議定書」の批准は墓穴を掘る行為

6月に国連・女性差別撤廃委員会のブラミラ・パッテン委員長が来日しました。『選択議定書』を早く批准するよう日本政府に圧力をかけに来たのです。

ある新聞は、女性差別撤廃条約の「選択議定書」を批准すれば、「裁判などの手を尽くしても人権侵害から救われなかった女性が、国連の女性差別撤廃委員会に支援を求めることができる」と説明しています。なんとなく悪くない話のように聞こえますが、これは私たちが自分の墓穴を掘るようなとんでもないことなのです。

「裁判などの手を尽くしても」とは「最高裁まで争っても」ということです。「人権侵害から救われなかった」とは、「最終的に敗訴して、人権侵害が認められなかった」ということです。日本が選択議定書を批准すると、「最高裁の判決に不服なら、国連・女性差別撤廃委員会に通報して日本政府に救済勧告してもらえる」ことを意味するのです。

最高裁の判断はもはや最終判断ではなくなり、国連からの外圧によって変更されてしまうのです。つまり、選択議定書の批准はまさしく日本の司法権の独立の侵害であり、国家主権の冒涇です。

選択議定書が批准されると、どんな事柄が国連に通報されるのでしょうか。週刊新潮には、夫婦同姓や婚姻可能年齢の男女差、従軍慰安婦への補償が挙げてありました。他に、嫡出子と非嫡出子の相続権の差については、平成15年に最高裁で合憲判決が出ているので、いつでも通報できる状況にあるとあってよいでしょう。さらに、外国人参政権問題や人権擁護法案問題などがあるとされています。

9月29日、島根県議会はこの批准を求める意見書を可決しました。類似の意見書は、今年6月以降、10市ほどの市議会でも可決されていますが、県レベルでの可決は初めてです。

■□□事務局からのお知らせ■□□

■円ブリオえひめの講演会のちらしを同封させていただきました。めざす会第8回の講師、遠藤順子先生は、本部組織である円ブリオ基金センターの理事長をされています。

■めざす会のご賛同者、高知・安岡富士子さんから桜井よしこ氏講演会のちらしが届いております。

■10月25日（日）の愛媛新聞に、事務局・青井が取材を受けた選択的夫婦別姓制度についてのインタビュー記事が掲載されました。

■毎月学習会を開催しております。日時や会場はお問い合わせ下さい。

■会費（1000円／年）の切れる会員の方には振替用紙を同封しております。現在の会員数は689名。1,000名をめざしております。この機会にご家族やご友人にもご入会いただけますようお願い致します。新しい方のお名前は通信欄にお書き下さいませ。皆様のご支援のおかげで、この会報は県下の県議・市議・町議や20市町の首長、男女共同参画担当や教育委員会にもお送りすることができております。

健全な男女共同参画社会をめざす会

事務局 〒790-0931 松山市西石井 1-3-30

電話 090-8971-7721 ファクス 089-964-3903 メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp

事務局長 青井 美智子